

評議員及び役員の報酬等並びに費用の支給基準に関する規程

規程 第4号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大阪市ホームヘルプ協会（以下「協会」という。）定款第8条及び第21条に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用の支給基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 評議員 定款第2章に基づく評議員をいう。
- (2) 役員 定款第4章に基づく理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員 役員のうち協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち、第3号に定める者以外の者をいう。
- (5) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等 報酬、賞与及び退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用 役員等の職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（日当及び宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、役員等の職務遂行の対価として、次の各号に定めるところにより、報酬を支給する。

- (1) 評議員については、評議員会等の開催の都度、これらの会議に出席した評議員に対する会議手当として、定款第8条に定める金額の範囲内において、別表1の「評議員の報酬の基準」に基づき支給する。
 - (2) 役員については、定款第21条の規定に基づき、各年度の総額が1,400万円を超えない範囲内において、次に定めるところにより、報酬を支給する。
 - ア 常勤理事については、別表2の「常勤理事の報酬の基準」に基づき支給する。
 - イ 非常勤役員については、理事会等の開催の都度、これらの会議に出席した非常勤役員に対する会議手当として、別表3の「非常勤役員の報酬の基準」に基づき支給する。
- 2 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 常勤理事に対する報酬は、毎月一定の定まった日に支給する。

2 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、評議員会及び理事会等への出席の都度、支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 評議員の報酬の基準

評 議 員	金 額
評議員会等への出席1回につき	5,000円

別表2 常勤理事の報酬の基準

常 勤 理 事	報 酬 (年 額)	
	65歳未満	65歳以上(注1)
理事長	720万円以内	360万円以内
常務理事・理事 (注2)	600万円以内	300万円以内

(注1) 満65歳に達した日の属する月の翌月から適用する。

(注2) 職員を兼務している場合は、支給しない。

別表3 非常勤役員の報酬の基準

理 事 ・ 監 事	金 額
理事会等への出席1回につき	5,000円